

**日進市下水道排水設備指定工事店  
業務内容説明資料**

日進市建設部下水道課

# 目 次

	ページ
1 指定工事店制度を採用している区域	1
2 申請又は届出が必要な工事	1
3 公共下水道及び農業集落排水区域での排水設備工事の流れ	2
4 公共下水道供用開始区域での取付管設置工事	3
5 農業集落排水区域での取付管設置工事	4
6 汚水処理施設区域での排水設備工事の流れ	5
7 汚水処理施設区域での取付管設置工事	6
8 下水道施設設置工事の承認申請	6
9 排水設備及び取付管設置に関する提出書類	7
10 加入負担金及び受益者分担金	9
11 浄化槽雨水貯留施設転用費補助金制度	10
12 水洗便所等改造資金融資あっせん制度	12
13 宅内排水設備	14
14 下水道使用料	20
15 指定工事店事務連絡会	22
16 指定工事店の有効期間と更新制度	22
17 指定工事店の登録内容の変更	22

※ この説明資料の内容については、令和7年4月現在のものです。社会情勢や関係法令の変更等により内容が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。なお、変更等が生じた場合には、事務連絡会や通知によりご案内します。

※ この説明資料にある、「日進市下水道条例」をはじめとする条例及び規則等は、日進市ホームページ（アドレス：<https://www.city.nisshin.lg.jp>）からご覧いただけます。

※ 日進市の下水道台帳はインターネット上で閲覧可能となっております。以下のURL等からアクセスしてご利用ください。

・ URL

[https://www.sonicweb-asp.jp/nisshin/agreement?theme=th\\_14](https://www.sonicweb-asp.jp/nisshin/agreement?theme=th_14)

・ QRコード



※ 令和7年4月から下水道課窓口で公開している下水道台帳図とインターネット上の下水道台帳図が同一表示に変更となります。これに伴い、下水道課での下水道台帳の印刷は原則行いません。紙の台帳図面が必要な方はご自身のパソコン・スマートフォンからの印刷をお願いします。

※ 日進市内の上水道に関しては、愛知中部水道企業団（住所：東郷町大字和合字北蚊谷 212、電話：0561-38-0030）までお問い合わせください。

## 1 指定工事店制度を採用している区域

以下の区域での排水設備等の新設・増設又は改築の工事は、指定工事店でなければ工事をすることができません。

- (1) 公共下水道区域（北部処理区・南部処理区・梅森処理区）
- (2) 農業集落排水処理施設区域（北新町相野山地区・五色園四丁目の一部）
- (3) 汚水処理施設区域

名称	汚水処理区域
日進市三ヶ峯台団地汚水処理施設	日進市米野木町三ヶ峯の一部
日進市南山エピック団地汚水処理施設	日進市米野木町南山の一部
日進市五色園団地汚水処理施設	日進市五色園一丁目の一部・二丁目・三丁目及び四丁目の一部

## 2 申請又は届出が必要な工事

指定工事店制度を採用している区域で、以下の工事を行う場合は、事前に申請又は届出が必要です。

ただし、排水設備の施設変更を必要としない補修工事を除きます。

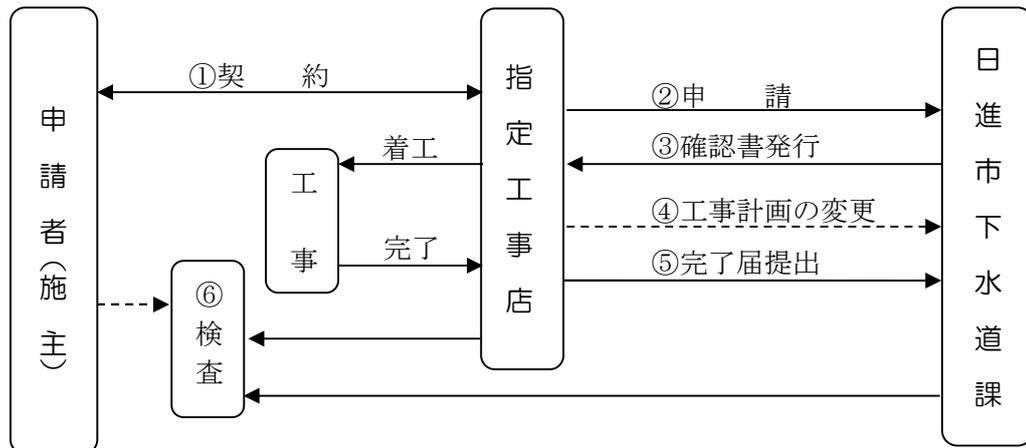
- (1) 排水設備の新設・・・新築等により新たに排水設備の工事を行う場合。  
※既存の最終マスを利用した建替えは新設扱いとなります。
- (2) 排水設備の増設・・・増築等により排水設備の増設工事を行う場合。
- (3) 排水設備の改築（公共下水道への切替工事）・・・浄化槽や汲み取り便所を廃止して、公共下水道への切替工事を行う場合。

浄化槽等を使用している建物は、供用開始すると遅滞なく公共下水道へ接続する義務が生じます（下水道法第10条第1項）。

また、汲み取り便所の場合は、供用開始の日から3年以内に水洗化しなければなりません（下水道法第11条の3）。

- (4) その他・・・誤配管の修繕工事、経路の変更を伴う工事。

### 3 公共下水道及び農業集落排水区域での排水設備工事の流れ



- ① 現地調査・設計等を行い、施主と設備の種類・工事方法・費用などについて十分な打合せをして、了承を得た上で工事契約をしてください。
- ② 指定工事店は施主の了承の後、工事着工7日前までに「排水設備等工事計画確認申請書」に必要書類を添えて、下水道課へ提出してください。申請の際には1,000円の手数料がかかります。  
※ 必要書類については「9 排水設備及び取付管設置に関する提出書類」を参照。
- ③ 審査し、適正と認められると「排水設備等工事計画確認書」を発行します。工事は「排水設備等工事計画確認書」が発行されてから着工してください。
- ④ 着工後、当初の申請内容を変更する場合は、施工前に図面等を持って、下水道課へ申し出てください（大幅な変更の場合は、再申請となる場合があります）。また、工事完了予定日が変更になる場合は、下水道課までその旨ご連絡ください。
- ⑤ 工事が完了したら、工事完了後7日以内に「排水設備等工事完了届」に必要書類を添えて提出してください。提出時に完了検査の日程を決定します。日程が決定した際には、必ず施主に検査の日程を連絡し了承を得てください（了承がされていない場合、トラブルの原因になることがあります）。検査当日、施主の立会いは不要ですが、施主の了承が無いと検査ができないことがあります。  
※ 必要書類については「9 排水設備及び取付管設置に関する提出書類」を参照。
- ⑥ 検査は、責任技術者立会いのもと下水道課職員及び委託業者が行います。本管への接続状況や汚水と雨水が分離されているか、工事が適正に施工されているか等を確認します。  
なお、全ての汚水マスを開けて起点から水を流して確認をします。流すための水を用意してください。また、水道メーターの確認も行いますので、確認出来る状態にしてください。（車等の下敷きにならないよう、事前に通知してください。）  
※ 検査に合格しますと下水道課職員から施主に「検査済証」をお渡します。  
検査時に不適合箇所があった場合、指導の上、再検査となることがあります。  
※ 公共下水道への接続等で浄化槽の使用を中止した場合には、30日以内に愛知県への浄化槽廃止の届出が必要となります。詳しくは、愛知県尾張県民事務所環境保全課へお問い合わせください。

## 4 公共下水道供用開始区域での取付管設置工事

新規に取付管の設置が必要な場合は、以下のいずれかの手順に従ってください。

- (1) 市が発注する工事で、設置を希望するとき  
→ 下記「取付管設置位置申請」
- (2) 申請者が施工業者に直接発注し、工事をするとき  
→ 6 ページ「8 下水道施設設置工事の承認申請」

なお、(1) の場合において、取付管を設置するには市へ取付管工事費の納入が必要となります。この場合、取付管工事費の入金を下水道課で確認してから設置工事完了までは、標準的なケースで最短でも3ヶ月程度の期間を要します。(※)

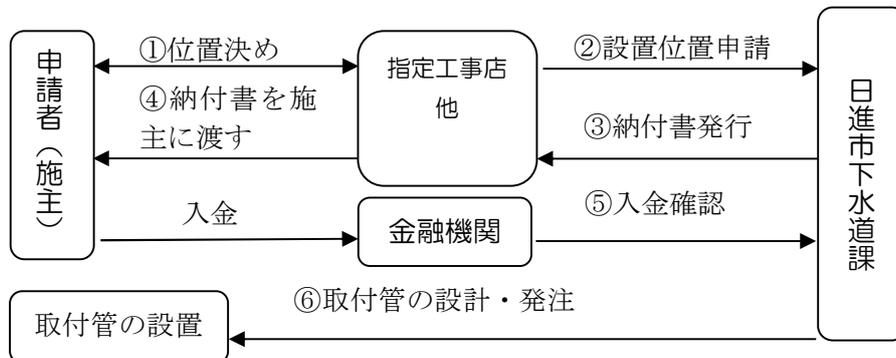
また、既設取付管の有無は、現地にて汚水ピンを確認するか、インターネット上、又は下水道課にある下水道台帳に下流のマンホールからの距離が明記されていますので、距離を参考に現地確認をしてください。現地在り更地等で既設取付管を確認できない場合においては、原則土地利用者にて原因を究明し位置を特定するか、新たに取り付け管を設置していただくことになります。

\* 取付管設置にあたり、下水道本管の延伸が必要となった場合は、入金確認から取付管の設置までの期間が通常より長くかかることがありますので、ご注意ください。また、工事箇所が国道や県道、名古屋市道等になる場合は、さらに期間を要します。

申請時期（大型連休や年末年始、2月～3月）によっては、設置までの期間が通常より長くかかることがあります。

工期等のスケジュールが合わない場合は、承認申請による工事をご検討ください。その場合、申請書の提出から着手が可能になるまでは概ね3週間程度となります。

### 取付管設置位置申請の手順（市施工の場合）



① 施主と話し合いの上、施主の了承を得て取付管の設置位置及び管径を決めてください。

※管径、申請地により取付工事費が変わります。(③参照)

② 「取付管設置位置申請書」に必要書類を添えて提出してください。

※必要書類については「9 排水設備及び取付管設置に関する提出書類」を参照。

③ 取付管工事費の納付書を作成しますので、施主にお渡しください。

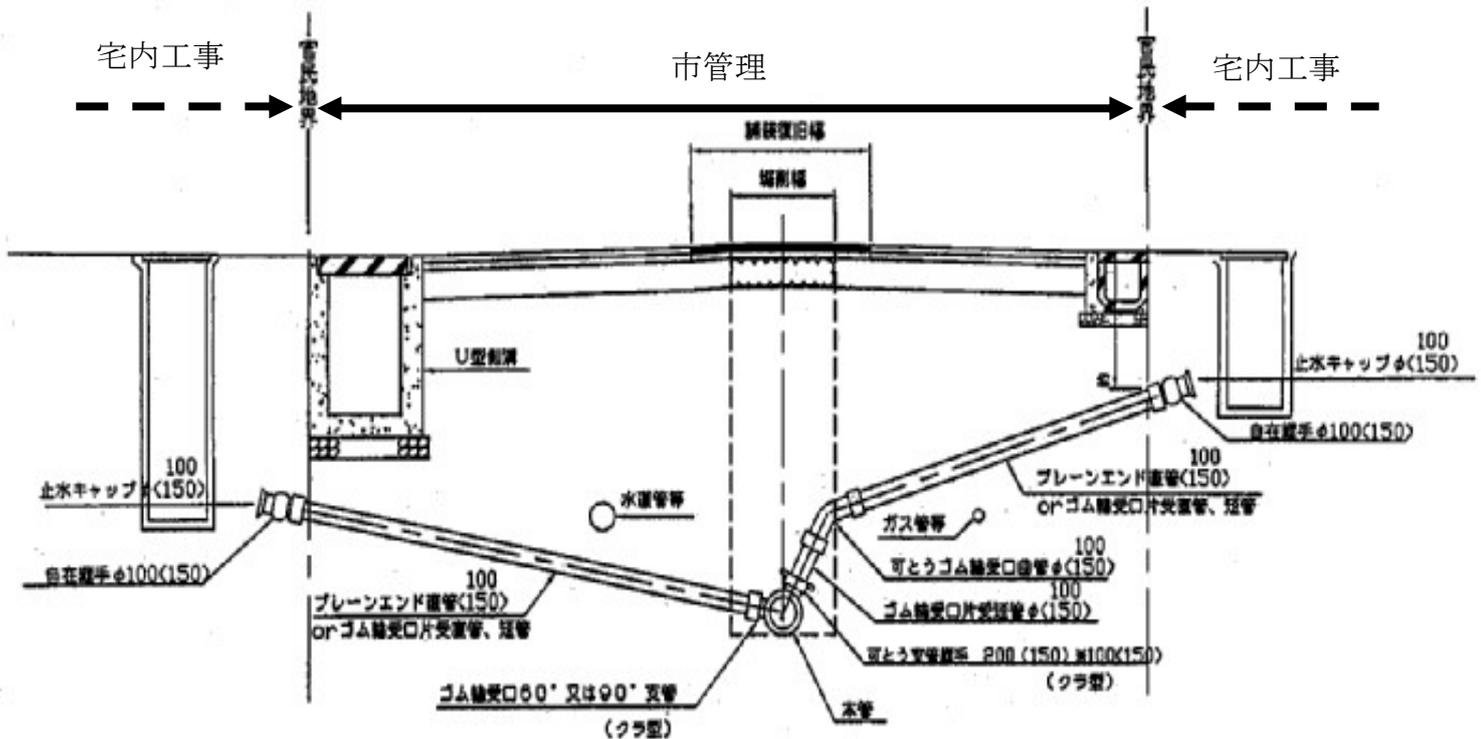
市街化区域	φ 100	323,900円/本
	φ 150	360,700円/本
市街化調整区域	φ 100	357,800円/本
	φ 150	403,100円/本

(消費税込)

※表記は令和7年度の金額です。取付管設置工事費は毎年度見直しされます。  
 ※設置場所が市街化区域・市街化調整区域のどちらに該当するかは、都市計画課(0561-73-2049)へお問合せください。  
 ※消費税法の改正により、消費税率の上げがされる場合には、取付管工事費についても変更されますので、あらかじめご了承ください。

- ④ 入金確認は下水道課で行います。  
 ※市役所の会計窓口で入金した場合は、翌日に入金を確認します。その他の指定金融機関で入金した場合は、確認に1~2週間程度かかることがありますのでご注意ください。  
 ※特にお急ぎの場合、入金後に領収書の写しを下水道課窓口までお持ちいただくか、電話連絡の上、FAXで送付してください。(FAX: 0561-73-1871)
- ⑤ 取付管施工業者の決定後、取付管施工業者が、取付管設置位置申請書の設置位置図記載者に連絡を取り、工程等を確認して設置工事を行います。  
 ※公共下水道の未供用区域で下水道本管を埋設し公共下水道を整備する区域では、取付管を下水道本管と同時に施工することがあります。その場合の工事費については、対象区域の方に別途ご案内いたします。

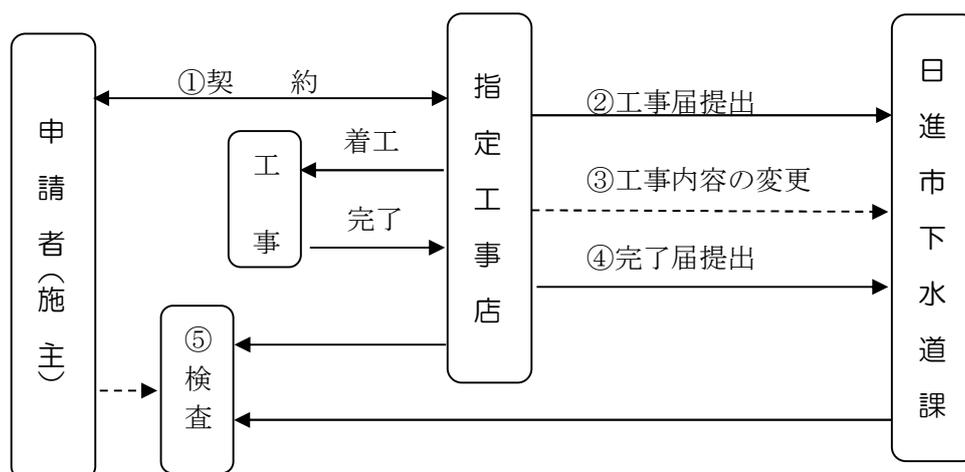
### 取付管標準図



## 5 農業集落排水区域での取付管設置工事

農業集落排水区域で新規に取付管を設置する場合は、受益者分担金(100mmの取付管1本あたり137,000円)を納付する必要があります。「取付管設置位置申請書」とともに、「農業集落排水処理施設事業受益者申告書」を提出してください。申請後、決定通知とともに納付書をお送りしますので、すみやかに納付してください。  
 ※ 受益者分担金の入金確認後、取付管設置工事を施工します。

## 6 汚水処理施設区域での排水設備工事の流れ



- ① 現地調査・設計等を行い、施主と設備の種類・工事方法・費用などについて十分な打合せをして、了承を得た上で工事契約をしてください。
- ② 指定工事店は施主の了承の後、工事着工の7日前までに「排水設備等工事届」に必要書類を添えて提出してください。  
 ※必要書類については「9 排水設備及び取付管設置に関する提出書類」を参照。  
 ※汚水処理施設区域では、確認書は発行されません。  
 ※汚水処理施設区域では、申請手数料はかかりません。
- ③ 着工後、当初の届出内容を変更する場合は、施工前に図面等を持って、下水道課へ申し出てください（大幅な変更の場合は、再度届出が必要となる場合があります）。  
 また、工事完了予定日が変更になる場合は、下水道課までその旨ご連絡ください。
- ④ 工事が完了したら、工事完了後5日以内に「排水設備等工事完了届」に必要書類を添えて提出してください。提出時に完了検査の日程を決定します。日程が決定した際には、必ず施主に検査の日程を連絡し了承を得てください（了承がされていない場合、トラブルの原因になることがあります）。検査当日は施主が不在でも差支えありませんが、施主の了承が無いと検査できないことがあります。  
 ※必要書類については「9 排水設備及び取付管設置に関する提出書類」を参照。  
 ※外構工事のスケジュールを確認し、現場に立ち入れない状況にならないよう日程を調整してください。  
 ※水道メーターの確認も行いますので、確認出来る状態にしてください。（車等の下敷きにならないよう、事前に通知してください。）
- ⑤ 検査は、責任技術者立会いのもと下水道課職員及び委託業者が行います。本管への接続状況や、汚水と雨水が分離されているかの確認等、工事が適正に施工されているかを確認します。  
 なお、全ての汚水マスを開けて起点から水を流して確認をします。流すための水を用意してください。  
 ※検査時に不適合箇所があった場合、指導の上、再検査となることがあります。

## 7 汚水処理施設区域での取付管設置工事

取付管の設置が必要な場合は、「下水道施設設置工事承認申請書」により市へ申請をして、施主の発注による民間工事にて設置してください。その際、工事費用は施主の実費負担となります。

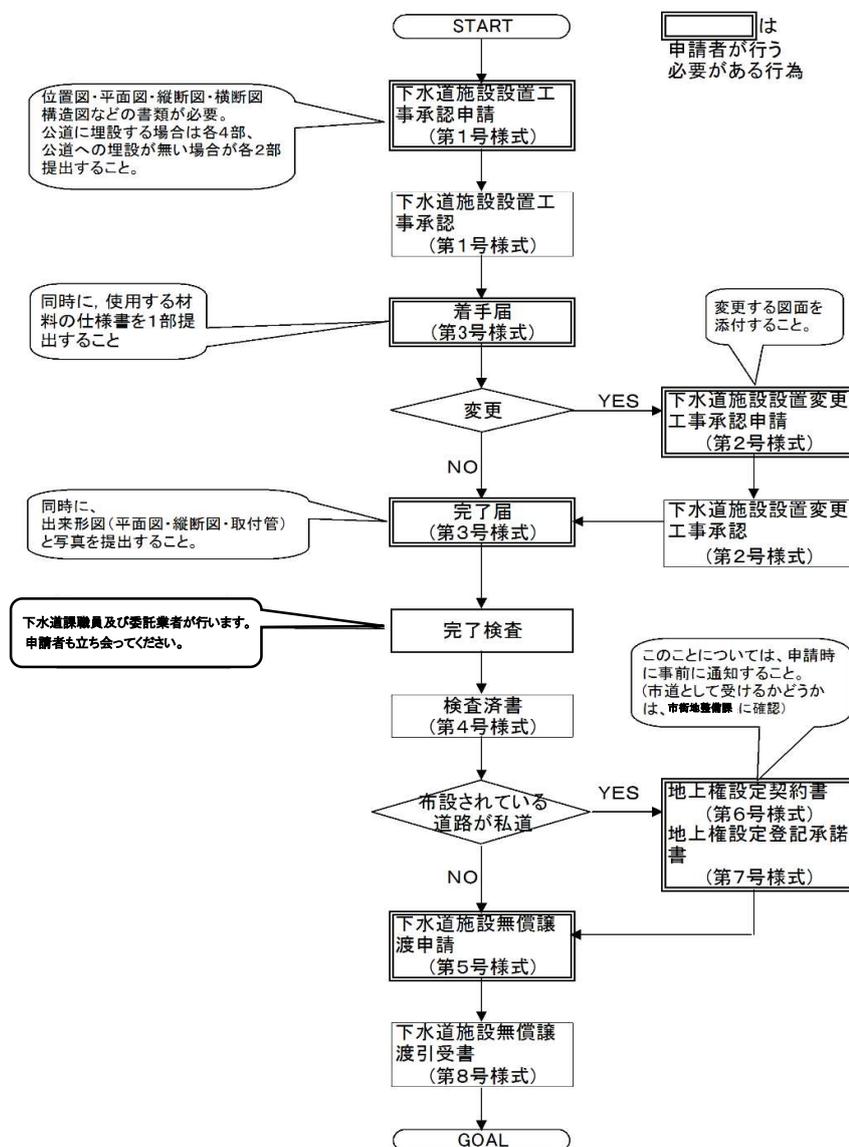
なお、詳細につきましては、「8 下水道施設設置工事の承認申請」を参照し、工事が必要になった際は市街地整備課までご相談ください。

## 8 下水道施設設置工事の承認申請

市の発注工事ではなく、申請者発注で取付管工事をする場合や、開発行為や区域外流入により下水道施設を埋設する場合、汚水処理施設区域で取付管の設置や下水道本管の延伸をする場合に必要な手続です。一連の流れは、以下のフローチャートを参照してください。

なお、実際に工事が必要な場合は、事前に市街地整備課までご相談ください。

申請書の提出から、着手が可能になるまでは概ね3週間程度の期間を要します。



## 9 排水設備及び取付管設置に関する提出書類

### (1) 公共下水道及び農業集落排水区域での排水設備工事の申請

提出書類	申請時	完了時
排水設備等工事計画確認申請書（第1号様式）	○	
排水設備等(除害施設) 工事完了届(第4号様式)		○
付近見取図	○	○
平面図	○	○
公共下水道使用開始届(第12号様式)		○
その他必要と認められる書類(*1)	○	○

**※設置場所が赤池箕ノ手・香久山西部土地区画整理地内の場合のみ、排水設備所有者(赤池箕ノ手・香久山西部土地区画整理組合)の押印又は承認が必要となります。**

### (2) 日進市汚水処理施設区域での排水設備工事の届出

提出書類	届出時	完了時
排水設備等工事届（第1号様式）	○	
排水設備等(除害施設) 工事完了届(第2号様式)		○
付近見取図	○	○
平面図	○	○
汚水処理施設使用等開始届(第4号様式)		○
その他必要と認められる書類(*1)	○	○

### (3) 公共下水道及び農業集落排水区域での取付管設置位置申請

提出書類	申請時
取付管設置位置申請書（第7号様式）	○
付近見取図	○

\*1 その他必要と認められる書類の一例

- ① 既設排水設備利用チェックリスト及び既設排水設備利用届
- ② オイルトラップ、グリーストラップ等の阻集器の詳細構造図

【注1】 室内に阻集器があり、検査時に確認が困難な場合は、完了届提出時に写真を提出してください。

【注2】 特定施設や除害施設に該当する場合には、別途、届出や申請が必要です。詳細につきましては、下水道課までお問合せください。

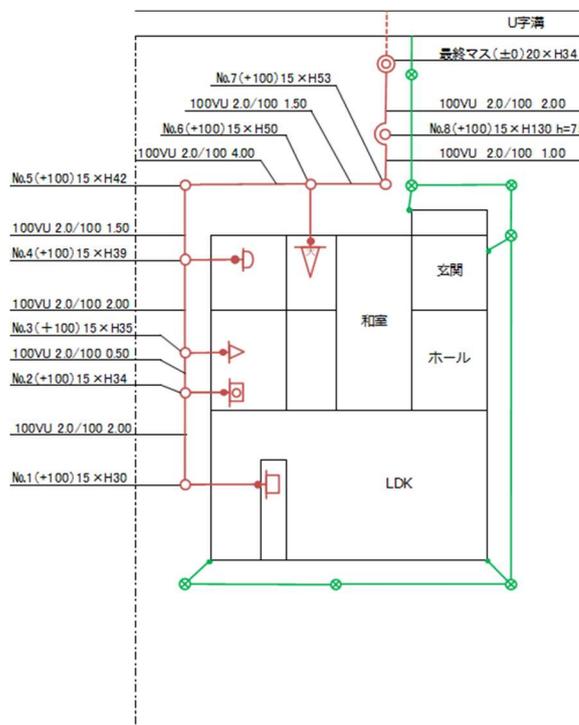
(4) 平面図の記載方法について

平面図には下記の事項を記載してください。(別表可)

縮尺は、200分の1以上としてください。

	記載事項	記載例
汚水管	管径	
	管種	
	こう配	
	延長	
汚水マス	マス番号	
	天端高	
	内径 (内のり)	
	深さ (ドロップマスの場合は落差または入、出を記載すること)	
雨水管	※分流式であることを確認するため、排水経路を記載して下さい。	
雨水マス		
その他	指定工事店名	株式会社 日進 責任技術者 日進 太郎 令和〇〇年××月□□日
	責任技術者名	
	図面作成日 (完了時は現地確認日)	

記載例



株式会社 日進  
 責任技術者 日進 太郎  
 令和〇〇年××月□□日

## 10 加入負担金及び受益者分担金

- (1) 公共下水道区域…………… 負担金や分担金制度はありませんが、新規に市での取付管施工を希望する場合は取付管工事費が必要となります。  
(「4 公共下水道供用開始区域での取付管設置工事」参照)  
※承認工事により取付管施工を行う場合は不要です。
- (2) 農業集落排水区域…………… 新規に家を建てる場合や取付管を設置する場合には、受益者分担金として100mmの取付管1本あたり137,000円が必要となります。
- (3) 汚水処理施設区域…………… 加入負担金が必要な場合があります。

区域	加入負担金 (消費税込)
南山エピック団地	110,000円
五色園団地	220,000円

※三ヶ峯台団地については、分筆等例外を除いて通常はかかりません。

**加入負担金・受益者分担金の必要の有無につきましては、事前に下水道課にて確認してください。**

## 11 浄化槽雨水貯留施設転用費補助金制度

供用開始後、公共下水道への切替に伴い不要となった浄化槽を雨水貯留施設へ転用される方へ、その工事費用の一部を市が補助する制度です。

※ 年度あたりの補助件数には限りがありますので、ご注意ください。

### (1) メリット

- ① 雨水利用と不要な浄化槽の再活用の両面で、環境保全に役立ちます。
- ② 上水道の負担が軽減されます。渇水時でも、庭木の散水、洗車、防火用水として使用でき、水道料金も節約できます。
- ③ 降水時の河川の負担が軽減されます。雨水を雨水貯留槽に貯めることにより大雨時の河川の増水が防げます。

### (2) 補助対象工事

- ① 浄化槽内部の清掃、不要物品の撤去及び仕切板の穴開け工事
- ② 雨どいの下から浄化槽までの雨水排水管の設置工事
- ③ ポンプ設置工事及び散水栓の設置工事

### (3) 補助対象者

《以下の条件を全て満たしている方》

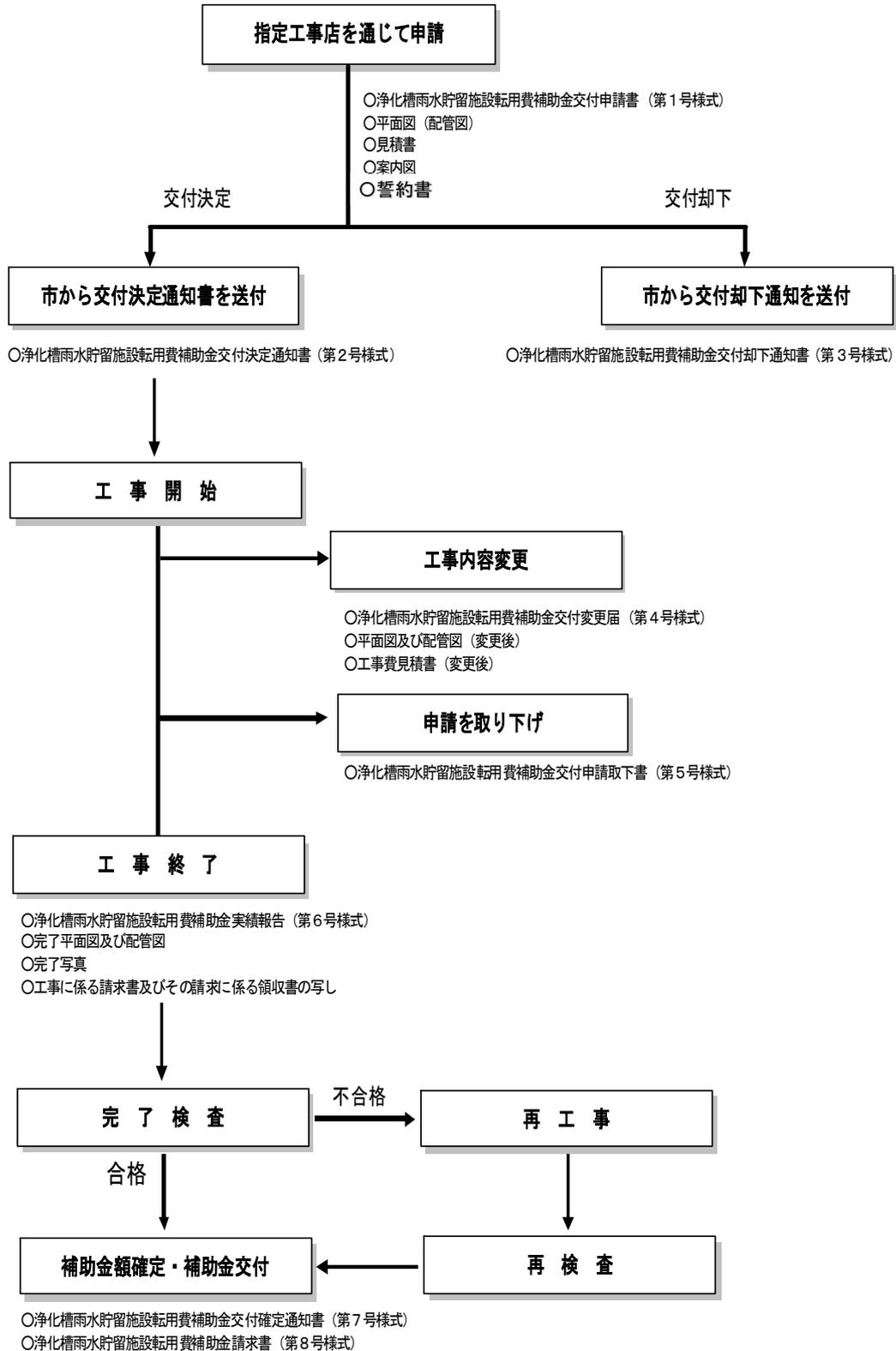
- ① 日進市内に土地を所有し、その土地に下水道接続するための排水設備を設置することにより浄化槽を雨水貯留施設へ転用する工事を自ら負担して行う方
- ② 下水道供用開始の日から3年以内に排水設備工事を行う方
- ③ 市税・取付管工事費を完納している方

### (4) 補助額

1件につき転用工事に要した経費の3分の2以内で、上限は80,000円です。ただし、1,000円未満は切捨てとなります。

(5) 手続の流れ

※排水設備等工事計画確認申請書とあわせて提出してください。



## 12 水洗便所等改造資金融資あっせん制度

### (1) 制度の概要

浄化槽等から公共下水道へ切替をする工事費用や、公共下水道への切替予定のある汚水処理施設区域内で接続に必要な排水設備の改修をする工事費用について、市が金融機関に融資のあっせんをして、発生する利子を市が負担する制度です。

### (2) 融資あっせんの対象

- ① 下水道供用開始（予定）区域内の建築物を所有している個人の方や占有（使用）していて、所有者の同意を得ている個人の方  
※ 法人は、本制度を利用できません。
- ② 下水道供用開始の日から3年以内に排水設備工事を行う方  
または、予定区域として市が調査を行い、改修が必要と通知された日から処理区域として公示される日の前日までに改修工事を行う方
- ③ 市税等を完納している方
- ④ 融資を受けた改造資金の償還能力を有する方
- ⑤ 確実な連帯保証人（\*1）が1人ある方

\* 1 : 連帯保証人については、以下の要件をご確認ください。

- ・ 原則として市内に在住し、独立の生計を営むもの
- ・ 市税等を完納しており、償還能力を有するもの
- ・ 申請者の親、配偶者、子等でも、収入があり、被扶養者でなければ可（専業主婦、学生、パート勤務者は不可）

※ 連帯保証人が市内にいない場合、市外（県内）でも金融機関の了解が得られれば可となります。申請者から金融機関に直接確認してください。

### (3) 制度の内容

- ・ 借入限度額：60万円を限度に、工事金額を超えない範囲の1万円単位の額  
（例）工事金額が652,500円→限度額は600,000円  
工事金額が278,200円→限度額は270,000円  
※ 借入額は、申請者ではなく指定工事店に振り込まれます。  
なお、融資あっせん限度額を超えた分や、工事費用の端数（工事費用のうちの10,000円未満）分につきましては、施主に直接ご請求ください。
- ・ 返済期間等：36回（3年間）以内、元金均等月賦償還  
※ 利子分は市が全額補給します。

### (4) 取扱金融機関

あいち銀行赤池支店、瀬戸信用金庫日進支店、愛知信用金庫日進支店、豊田信用金庫日進支店、あいち尾東農業協同組合日進支店、三十三銀行日進支店、十六銀行赤池支店、名古屋銀行日進支店

※ 希望される金融機関の支店とお取引がない場合は、事前に申請者が金融機関窓口にて制度利用についてご相談ください。

(5) 必要書類

- ① 水洗便所等改造資金融資あっせん申込書（第1号様式）
- ② 誓約書
- ③ 排水設備調書（指定工事店が作成。）
- ④ 連帯保証人の印鑑登録証明書

※申込書には、登録印を押印してください。

※ なお、連帯保証人が市外の方であるなど、日進市に税情報がない場合には、以下の書類（最新のもので、3ヶ月以内の発行のものに限る）が必要です。

⑤ 課税証明書

- ・ 市県民税が非課税の場合でも、非課税であることの証明書が必要です。
- ・ 固定資産税及び都市計画税は、該当される方のみ提出してください。

※ 単独所有分と共有所有分と両方お持ちの方は、単独所有分のみ必要です。

⑥ 納税証明書

- ・ 市税等（市県民税、固定資産税及び都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税）に未納がないことを証明するもの

※ 課税対象がない場合は、提出する必要はありません。

(6) 事務手続の流れ

- ① 「排水設備等工事計画確認申請書」及び「水洗便所等改造資金融資あっせん申込書」に必要書類を添えて下水道課に提出してください。
- ② 利用条件等の確認後、希望される金融機関に融資の可否の照会をします。融資の可否については、直接申請者に通知します。
- ③ 工事完了検査後、申請者に金融機関で手続をしていただく旨の通知をします。  
※申請時の工事金額に変更があった場合には、変更後の排水設備調書が必要になります。
- ④ 手続が終了しますと、指定工事店の指定された口座に振り込まれます。  
融資実行日は、毎月12日です。
- ⑤ 融資実行月の翌月以降、申請者から金融機関への返済が始まります。

## 13 宅内排水設備

### (1) 排除方式

日進市の排除方式は分流式で、排除先については以下のとおりです。

なお、事業所からの排水や排除先が分からない排水については、事前に下水道課で確認してください。

#### ① 汚水経路（下水道課所管）

- (ア) 水洗便所からの排水
- (イ) 台所、風呂場、洗面所、洗濯場の排水
- (ウ) 冷却水
- (エ) プール排水
- (オ) 工場・事業所の生産活動に伴う排水
- (カ) 屋外洗い場（注：雨水が混入しない状態のもの）
- (キ) ドレン排水（やむを得ない場合は雨水経路でも可）
- (ク) 自動式車両洗浄機からの排水（注：雨水混入防止策を講じること。）
- (ケ) その他雨水等以外の排水

#### ② 雨水経路（土木管理課所管）

- (ア) 雨水
- (イ) 屋外洗い場（ガーデンパン等雨水の混入する状態のもの）
- (ウ) 地下水・雪解け水
- (エ) 家庭等での洗車水
- (オ) 受水槽からのオーバーフロー排水（注：内部の洗浄排水は汚水）
- (カ) その他の自然水

### (2) 事前調査

#### ① 供用開始の有無

排水設備の新設や改築等を行う際には、公共下水道の供用開始区域、農業集落排水区域又は汚水処理施設区域であるかを事前に確認してください。

前面道路に下水道本管があっても、区域外の場合があります。公共下水道に限り、一定の条件を満たす場合は、承認工事（実費負担）により接続できることがあります。接続の可否については、事前に下水道課へ確認してください。

#### ② 本管・取付管について

公共下水道区域の本管布設状況及び取付管設置状況は、インターネット上の下水道台帳又は下水道課窓口の下水道台帳にて確認することができます。

既設取付管の有無は、現地にて汚水ピンを確認するか、下水道台帳に下流のマンホールからの距離が明記されていますので、距離をもとに現地確認をしてください。

また、農業集落排水区域及び汚水処理施設区域については、一部図面がない箇所がありますので、詳細については現地調査をしていただくことがあります。

③ 切替工事について

浄化槽や汲み取り便所から下水道への切替工事や、経路の変更を伴う誤配管等の修繕工事を行う際に、既設のマスや排水管を一部分でも使用する場合には、申請時に**既設排水設備利用チェックリスト**の提出が必要となります。宅内排水設備設置基準に合致しているかを現地で確認してください。

なお、宅内排水設備設置基準に合致しない既設のマスや排水管を使用する場合には、申請者に状況を説明し、同意を得た上で、**既設排水設備利用届**を合わせて提出してください。

④ 土地及び家屋等の所有状況について

排水設備を他人の土地を使用して設置する場合、又は他人の排水設備を使用する場合は、その使用に関して承諾を得てください。

⑤ 使用水について

上水道以外に、下水道へ流入する使用水（井水、雑用水等）の有無を確認してください。上水道以外の使用水がある場合には、申請等の際に必ず申し出てください。

⑥ 排除する水質について

下水道に排除する水質が、下水道法や日進市下水道条例等の関係法令の排除基準等に適合しない恐れがある場合は、事前に下水道課と協議をしてください。

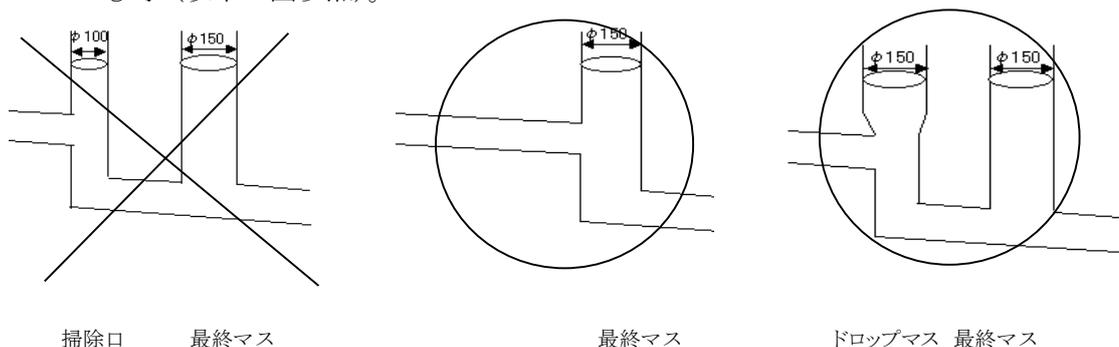
(3) 屋外排水設備について

屋外排水設備基準は、関係法令及び「下水道排水設備指針と解説-2016版-」（発行：社団法人日本下水道協会）によるもののほか、以下に従って施工してください。

① 最終マス

最終マスは、宅内排水設備工事の際に設置してください。なお、設置費用は施主負担となります。最終マスの設置にあたっては、通常のマス設置基準によるもののほか以下の基準によることとします。

- (ア) 設置位置は官民境界から1m以内とすること。
- (イ) 内径または内のは、排水管の管径よりひとまわり以上大きいものとし、最終マスの深さによっては、より大きいものを使用すること。
- (ウ) 蓋の柄は、日進市指定のものでなくても可。
- (エ) 車の出入り口付近等に設置する場合、荷重に耐えうる構造にすること。
- (オ) 最終マス付近でドロップが必要な場合は、最終マス手前にドロップマス（掃除口不可）を設置するか、やむを得ないときは最終マスに落差を設けても可（以下の図参照）。



② マス

(ア) 次に挙げる排水管の箇所にはマスを設置すること。

- A) 起点及び終点
- B) 会合点
- C) 屈曲点
- D) 排水管の管種及び管径が変化する箇所
- E) 著しく段差が生じる箇所
- F) 勾配の変化する箇所
- G) マスからマスまでの間隔が排水管の管径の120倍を超えない範囲内において適切な箇所
- H) その他維持管理上必要な箇所

※ 構築物等が設置される場所を避けること（空調室外機の下など）。

(イ) マスは、排水管よりひとまわり以上大きく、内径又は内のり150mm以上の円形又は角形とし、耐久性及び耐震性のあるものを使用すること。

(ウ) 蓋は、耐久性のある材質とし、汚水マスの蓋は密閉蓋を使用すること。

(エ) 日進市下水道条例施行規則第5条第1項で「汚水マスにはインバートを附すこと」とあるが、便所からの排水だけでなく、雑排水も含む全ての汚水経路にある汚水マスの底部には、水が溜まらないようにインバート施工すること。

※ 公共下水道へ切り替える際、雑排水からの会合点に溜めマスを設置していることが見受けられるため、特に注意すること。

(オ) トラップは原則器具トラップとすること。やむを得ずトラップマスを使用するときは次の点に注意すること。

- ・ ダブルトラップは禁止。切替工事で臭気防止のためにやむを得ず使用する場合は、噴かないようにエアーキャップ等を使用すること。
- ・ トラップマスのうち、「1L形トラップマス」等溜めマスの状態になるものは使用しないこと。

(カ) 便所からの汚水が上流へ逆流することを防止するため、鋭角に合流するようにマスを下流に設置する。このような設置ができない場合は、マスにおける段差を十分確保することが望ましい。

排水管

(ア) 排水管は暗渠とし、原則として露出配管にしないこと。

ただし、パイプシャフト等、やむを得ず露出配管にする場合は、VP管を使用することとし、万一VU管を使用した場合は、塗装等で直接紫外線などが当たらないようにすること。

また、暗渠の場合でも過度の過重がかかる場合には、防御するか耐荷性のある管種を使用すること。

(イ) 排水管内の流速は0.6~1.5m/秒とすること。

(ウ) 最小土被りは20cm以上とすること。

(エ) 汚水管の管径と勾配は以下のとおりとすること。

排水人口 (人)	150未満	150以上 300未満	100以上 500未満	500以上
管径 (mm)	φ100	φ125	φ150	φ200
勾配	2/100以上	1.7/100以上	1.5/100以上	1.2/100以上

(オ) 汚水管と雨水管が交差する場合は、汚水管が下に雨水管が上になるようにすること。

(カ) 新設の場合、原則として雨水接続は1区画あたり1箇所とすること。

(4) 屋内排水設備について

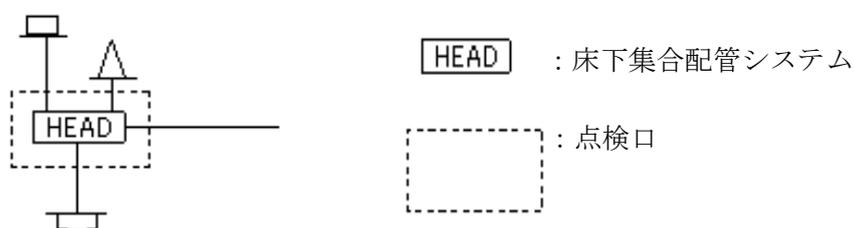
屋内排水設備基準は、関係法令及び「下水道排水設備指針と解説-2016版-」(発行：社団法人日本下水道協会)によるもののほか、以下に従って施工してください。

① 床下集合配管システム(排水ヘッダー)について

床下集合配管システムとは、住居内から排出される排水を一箇所ないし数箇所のシステムマスに集約し、1本の排水管に集合させて屋外に排出するシステムです。

なお、床下集合配管システムを設置する場合、設置箇所が直接確認できる点検口を設けてください。

《平面図への記入例》



② ディスポーザ排水処理システムについて

(ア) 概要

「ディスポーザ排水処理システム」とは、生ごみを破碎する部位(以下、「ディスポーザ」という。)と破碎された生ごみを排水・処理し汚濁負荷を低減する部位(以下、「排水処理部」という。)から構成されるものをいいます。

(イ) 設置基準

設置する「ディスポーザ排水処理システム」は、公益社団法人日本下水道協会(以下「協会」という。)の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」(平成25年3月)に従い、協会の製品認証を受けたものについて設置することができます。

なお、「ディスポーザ排水処理システム」から発生する汚泥の処理方法について、事前に日進市環境課と協議が必要となります。

また、「ディスポーザ」単体の設置は、終末処理場や管渠に過度の負荷がかかるため認められません。

(ウ) ディスポーザ排水処理システムを設置する際の申請

設置を希望される場合は、排水設備の申請等をする前に以下のA)~D)までの書類等を持参し協議をしてください。

また、設置の承諾を得られた場合は、排水設備の申請等の際に、通常の必要書類に加えて以下のE)~H)の書類等が必要となります。

- A) 協会による製品認証書の写し
- B) 構造性能を示した仕様書の写し

- C) 維持管理の体制のわかるもの
- D) 「ディスポーザ排水処理システム」の排水経路の分かるもの
- E) ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書（様式1）
- F) 協会による製品認証書の写し
- G) 構造性能を示した仕様書の写し
- H) 維持管理業務委託契約書の写し

※ ただし、申請時において、維持管理業務委託契約を締結していないときは、維持管理業務委託契約確約書（様式2）が必要です。

※ 様式1、2は、事前協議の際に窓口で配布します。

(エ) 設置後の対応

「ディスポーザ排水処理システム」の設置工事完了後は、一般の排水設備工事と同様に、市職員立会いで完了検査を実施します。

なお、下水道管理者から必要に応じて管理体制や水質に関する資料の提出を求めることがありますので、求められたときは速やかに提出をお願いします。

(5) 阻集器の設置について

油脂、ガソリン、土砂、その他下水道施設の機能を著しく妨げ、又は排水管等を損傷するおそれのある物質あるいは危険な物質を含む下水を公共下水道に排出する場合は、阻集器を設ける必要があります。

阻集器を設置する場合は、平面図へ設置位置を明示し、施設の仕様が分かるもの（仕様書、カタログ等）を排水設備等工事計画確認申請書に添付してください。

(ア) グリース阻集器

営業用調理場等からの汚水中に含まれている油脂類を中で冷却し、凝固させて除去し、排水管中に流入して管を詰まらせるのを防止するもの。

設置例：飲食店（喫茶店等軽食提供を含む）、コンビニ、会社等の食堂等

(イ) オイル阻集器（油水分離槽）

給油場等でガソリン・油類が流出する箇所に設け、ガソリン・油類を阻集器の水面に浮かべて除去し、排水管中に流入して悪臭や爆発事故の発生を防止するもの。

設置例：ガソリン給油所、ガソリン貯蔵倉庫、可燃性溶剤・揮発性液体を使用又は作成する工場や事業所、自動車整備工場等

(ウ) サンド阻集器及びセメント阻集器

排水中に泥・砂・セメントなどを多量に含むときに、阻集器を設け固形物を分離するもの。底部の泥だめの深さは、15cm以上とする。

(エ) ヘア阻集器

理髪店・美容院の洗面・洗髪器に取り付けて、毛髪が排水管に流入するのを阻止するもの。また、プールや公衆浴場には、大型のヘア阻集器を設けること。

設置例：理髪店、美容院、プール、公衆浴場、ペットショップ等

(オ) ランドリー阻集器

営業用洗濯場等からの汚水中に含まれる糸くず・布くず・ボタン等を有

効に分離するもの。

設置例：コインランドリー、クリーニング店等

(カ) プラスタ阻集器

外科ギブス室や歯科技工室からの汚水中に含まれるプラスタ、貴金属等の不溶性物質を分離するもの。

設置例：外科ギブス室、歯科技工室、学校等の図工室等

(6) 除害施設の設置について

下水道管渠の閉塞や腐食、終末処理場の損傷を防ぐため、下水道法第12条及び日進市下水道条例に基づき、著しく公共下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して公共下水道に排除する場合は、以下の基準を満たすために除害施設を設置する必要があります。

- 温度 45度未満
- 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- ノルマルヘキサン抽出物質含有量
  - ・ 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
  - ・ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- よう素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

この規制の対象施設には特に制限はありません。

また、故意又は過失を問わず公共下水道施設を損傷した場合、損傷した公共下水道施設の機能を回復するために必要な工事費用の全部又は一部を、その行為をした原因者に負担していただくことがあります。

除害施設を設置する場合は、除害施設工事計画確認申請書を、工事に着手しようとする日の14日前までに、下水道課に提出してください。

除害施設の設置が必要となる事業所例

透析医療機関

透析排水を、①水素イオン濃度（pH）が5を超え9未満、②温度45度未満等の基準を満たすように中和処理装置の設置が必要となります。

なお、中和処理装置を設置した透析医療機関は、1か月に1度以上の頻度で排水のpH測定等を実施していただき、年に1度下水道課職員が現地確認をする際に書面で測定結果を提出してください。

(7) 特定施設

工場や事業場の製造工程等で人の健康や生活環境を害する恐れのあるものを含んだ汚水を排出する施設で、下水道法、水質汚濁防止法施行令及びダイオキシン類対策特別措置法施行令で定められた施設をいいます。また、特定施設を設置している工場又は事業場を特定事業場といいます。

公共下水道区域で特定施設を設置しようとするとき、又は特定施設の構造等を変更しようとするときは、通常の申請とは別に事前に下水道法に基づき所定の届出が必要です。また、届出の内容に変更等が生じた場合も、その都度、届出が必要となりますので、下水道課までお問い合わせください。

特定施設例：電気メッキ施設、自動式車両洗浄施設等

## 14 下水道使用料

日進市の下水道使用料は、上水道を管理している愛知中部水道企業団から2ヶ月に一度、上水道使用料とあわせて請求されます。

### (1) 排除汚水量の算定方法について

使用水	認定水量
企業団管理の上水道のみ	企業団管理のメーターによる水道の使用水量
名古屋市上下水道局管理の上水道のみ	水道局管理のメーターによる水道の使用水量

※ 井水等の上水道以外の水を使用する場合は、算定方法が異なりますので、あらかじめ下水道課までお問い合わせください。

### (2) 公共下水道（農業集落排水も同様）

《下水道使用料＝基本使用料＋従量使用料＋消費税》

基本使用料 (2ヶ月につき)	従量使用料（2ヶ月につき）	
	排除汚水量	金額（1m <sup>3</sup> につき）
1,680円	20m <sup>3</sup> まで	40円
	20m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	120円
	40m <sup>3</sup> を超え60m <sup>3</sup> まで	130円
	60m <sup>3</sup> を超え80m <sup>3</sup> まで	150円
	80m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	170円
	100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで	210円
	200m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> まで	240円
	1,000m <sup>3</sup> を超えるもの	256円

### 【計算例】「2ヶ月の排除汚水量が50m<sup>3</sup>の場合」

基本使用料		840円×2ヶ月＝1,680円
従量使用料	20m <sup>3</sup> まで	20m <sup>3</sup> ×40円＝800円
	20m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	20m <sup>3</sup> ×120円＝2,400円
	40m <sup>3</sup> を超え60m <sup>3</sup> まで	10m <sup>3</sup> ×130円＝1,300円
	消費税（10%）	618円
	合計	6,798円(税込)

(3) 汚水処理施設

《下水道使用料＝基本料金＋使用料金＋消費税》

名称	基本料金	従量使用料
日進市三ヶ峯台団地汚水処理施設	1,500円/月	50円/m <sup>3</sup>
日進市南山エピック団地汚水処理施設	1,400円/月	
日進市五色園団地汚水処理施設	1,300円/月	

【計算例】 「五色園団地汚水処理施設で2ヶ月の排除汚水量が50m<sup>3</sup>の場合」

基本使用料	1,300円×2ヶ月＝2,600円
従量使用料	50m <sup>3</sup> ×50円＝2,500円
消費税(10%)	510円
合計	5,610円(税込)

## 15 指定工事店事務連絡会

日進市では、必要に応じて事務連絡会を開催します。

## 16 指定工事店の有効期間と更新制度

日進市では、下水道排水設備工事を行う指定工事店が専門性や適格性を継続して有しているか確認するため、有効期間を設けています。有効期間は、指定工事店の指定を受けた日から起算して4年経過後最初に到来する3月31日までです。

また、有効期間満了後も引き続き指定を受けようとする場合は、**別途通知の指定期日**までに「下水道排水設備指定工事店指定申請書（第1号様式）」に必要書類を添えて下記窓口まで提出してください。

※原則郵送（特定記録郵便・簡易書留推奨）で申請してください。

※更新手数料（6,000円）が必要となります。納付書は追って郵送にてお送りします。

提出窓口：名古屋上下水道総合サービス株式会社 協会事務局分室

〒456-0053 名古屋市熱田区一番三丁目2番44号

TEL 052-228-2611（土日祝日、12/29～1/3を除く9時～17時）

## 17 指定工事店の登録内容の変更

指定工事店登録時以降に、以下の項目に該当する場合は、直ちに「指定工事店変更届（第8号様式）」又は「指定工事店（廃止・休止・再開）届（第9号様式）」に必要書類を添えて提出してください。

- （1）組織を変更したとき
- （2）氏名又は名称を変更したとき
- （3）代表者又は役員の変更があったとき
- （4）本店又は営業所を移転したとき
- （5）住居表示、電話番号等に変更があったとき
- （6）責任技術者の増減があったとき
- （7）指定の廃止・休止・再開をしたとき

※原則郵送（特定記録郵便・簡易書留推奨）で申請してください。

提出窓口：名古屋上下水道総合サービス株式会社 協会事務局分室

〒456-0053 名古屋市熱田区一番三丁目2番44号

TEL 052-228-2611（土日祝日、12/29～1/3を除く9時～17時）

# 日進市下水道排水設備指定工事店

## 業務内容説明資料

編集・発行 日進市蟹甲町池下 268 番地

日進市建設部下水道課

0561 - 73 - 2343 (ダイヤル)

下水道工事（本管・取り付け管・承認工事）に関するお問い合わせは

日進市建設部市街地整備課

0561 - 73 - 3297 (ダイヤル)